

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に係る調査要領の制定について

平成4年8月10日
例規（捜四・少）第35号
警察本部長

〔沿革〕 平成6年3月例規（警）第4号 平成14年4月例規（警）第40号
平成24年10月例規（捜四）第45号 平成27年12月例規（捜四）第41号

第1 総則

1 制定の趣旨等

- (1) この要領は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）の規定に基づく命令（法第15条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）及び第30条の11第1項の規定による命令を除く。以下同じ。）又は指示（以下「命令等」という。）をするために行う法の規定に違反する暴力的要求行為その他の行為（以下「違反行為」という。）に関する事実の調査（法の規定による命令等をするために行う法第33条第1項の規定による報告及び立入りを含む。以下「調査」という。）について、その手続その他必要な事項を定めるものとする。
- (2) 調査は、他に特別の定めがある場合のほか、この要領の定めるところによる。

2 調査担当者の指名

- (1) 刑事部組織犯罪対策本部捜査第四課長（以下「主管課長」という。）及び生活安全部少年課長（以下「少年課長」という。）並びに署長は、あらかじめ、所属職員の中から適任者を調査に従事する警察官（以下「調査担当者」という。）として指名しておくものとする。ただし、少年課長及び署長は、調査担当者を指名する場合には、あらかじめ主管課長の意見を聴かなければならない。
- (2) 生活安全部少年課（以下「少年課」という。）及び署生活安全課（刑事生活安全課を含む。）の調査担当者（以下「少年関係調査担当者」という。）は、原則として法第16条第1項の規定に違反する行為に関する事実の調査に従事するものとする。

第2 急訴時の対応

1 急訴時の手続

- (1) 違反行為に係る急訴があった場合は、調査担当者その他警察官で現場近くの者が直ちに違反行為の現場に臨場し、違反行為者、違反行為の相手方その他現場又はその付近に居合わせた者（以下「関係者」という。）について、その氏名、住所その他必要な事項の把握に努め、必要があると認めるときはこれらの者から事情聴取を行うものとする。
- (2) 前(1)の規定により臨場した警察官は、調査担当者が調査を行うため必要があると認めるときは、無線等により署長の指揮を受けた上、関係者に対し、調査担当者が臨場するまで待機を求め、又は署その他の警察施設に同行を求めるものとする。ただし、口頭により中止命令（法第39条の2第1項ただし書の規定による命令をいう。以下同じ。）を行うときは、この限りでない。
- (3) 口頭による中止命令は、緊急を要し、かつ事案が単純明白であるときのほか、特に慎重な運用を期するものとする。
- (4) 中止命令を行うに当たっては、必ず署長の指揮を受けなければならない。
- (5) 署長は、中止命令を行った場合には、主管課長に報告するものとし、主管課長は、中止命令以外の法の規定による命令等の要件に該当するか否かを調査するため、第3の1の(1)及び第3の2による手続を進めるものとする。

2 現場臨場報告書

前1の(1)により臨場した警察職員は、その状況を明らかにした現場臨場報告書（別記第1号様式）を速やかに作成し、署長に報告するものとする。

3 現場において逮捕した場合の措置

前記1の(1)の定めによらず、急訴に係る違反行為者を現場において現行犯逮捕し、又は緊急逮捕した場合には、捜査員が捜査手続を進めるものとする。この場合において、調査担当者は、捜査により得られた資料で法の規定による命令等に必要と認められるものの提供を捜査員に求め、

当該資料のみでは法の規定による命令等の要件に該当するか否か判断できないときは、必要な補充調査を行うものとする。

第3 調査に係る手続等

1 調査の開始等

- (1) 主管課長又は署長は、違反行為の端緒を把握した場合で、調査を行う必要があると認めるときは、暴力団対策を所掌する係の調査担当者に調査を行わせるものとする。ただし、法第16条第1項の規定に違反する行為に係る調査を行う場合において、少年関係調査担当者に調査を行わせることが適当と認めるときは、この限りでない。
- (2) 主管課長は、署において前(1)による調査が行われる場合において必要があると認めるときは、刑事部組織犯罪対策本部捜査第四課(以下「主管課」という。)の調査担当者の派遣その他の必要な支援を行うものとする。
- (3) 少年関係調査担当者が少年相談その他の少年警察活動を通じて法第16条第1項の規定に違反すると認められる行為を認知した場合は、少年課長に速やかに報告し、当該連絡を受けた少年課長は、速やかに主管課長に連絡するものとする。
- (4) 主管課長又は署長は、命令等の要件に該当し、かつ、犯罪に該当する事案を認知した場合は、相互の協議により、調査又は捜査のいずれを行うべきかの指揮を行うものとする。

2 調査又は捜査の指揮に係る基準

- (1) 命令等の要件に該当し、かつ、犯罪に該当する事案については、原則として捜査を先行して行うものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - ア 調査に先行して捜査を行ったのでは違反行為を適切かつ迅速に防止することができないと認められるとき。
 - イ 申出人が法の規定による命令等を行うことのみを求めたとき。
 - ウ その他捜査に先行して調査を行う必要があると認められるとき。
- (2) 前記(1)アからウまでの事由により、捜査に先行して調査を行うこととした場合には、できる限り迅速に調査を行い、捜査に支障を及ぼすことのないようにしなければならない。

第4 調査の方法

1 事情聴取

- (1) 調査担当者は、公安委員会が法第33条第1項の規定により報告を求める場合のほか、必要があると認めるときは、関係者又は参考人から事情聴取を行うものとする。
- (2) 調査担当者は、前(1)の規定により事情聴取を行ったときは、事情聴取書(第2号様式)を作成し、これを供述者に閲覧させ、又は供述者に読み聞かせて誤りのないことを確認の上、供述者に署名押印を求めるものとする。この場合において、供述者が署名押印を拒んだときは、当該事情聴取書にその旨を記載するものとする。
- (3) 調査担当者は、前(2)の規定にかかわらず、供述者が事情聴取書の作成を拒んだとき、違反行為の現場において事情聴取を行った場合で事情聴取書を作成するいとまがないとき、その他事情聴取書を作成することができないときは、事情聴取報告書(第3号様式)を作成するものとする。

2 物件の提出要求

- (1) 調査担当者は、公安委員会が法第33条第1項の規定により資料の提出を求める場合のほか、必要があると認めるときは、書類その他の物件の所持人に対し、当該物件の提出を求めるものとする。
- (2) 調査担当者は、前(1)の規定により物件の提出を受けたときは、提出物件目録(第4号様式)を作成し、その写しを提出者に交付するものとする。
- (3) 調査担当者は、前(2)の物件の所有者がその所有権を放棄する旨の意思表示をしたときは、所有権放棄書(第5号様式)の提出を求めるものとする。
- (4) 調査担当者は、前記(2)の物件を還付するに当たっては、提出物件還付請書(第6号様式)と引換えに行うものとする。

3 検証

- (1) 調査担当者は、公安委員会が法第33条第1項の規定により立入検査を行う場合のほか、必要があると認めるときは、違反行為の現場その他の場所又は物件について、正当な権原を有する

者の承諾を受けて検証を行うものとする。

- (2) 調査担当者は、前(1)の規定により検証を行ったときは、検証記録書(第7号様式)を作成するものとする。

4 総括報告書

調査担当者は、調査の結果、法の規定による命令等の要件に該当すると認めたとき又は該当しないと認めたときは、総括報告書(第8号様式)を速やかに作成して主管課長(少年課の調査担当者にあつては、少年課長を通じて主管課長)又は署長に報告するものとする。ただし、緊急の必要がある場合には、口頭で主管課長又は署長の指揮を受けて法の規定による命令等をした後に、総括報告書を速やかに作成して報告するものとする。

第5 雑則

書類の保管は、次のとおりとする。

- (1) 調査に関して作成した書類(命令書の写しを含む。)は、簿冊に編綴し、中止命令の要件に該当するか否かを調査したものは署において、また、中止命令以外の法の規定による命令等の要件に該当するか否かを調査したものは主管課において、それぞれ保管するものとする。
- (2) 署長は、中止命令を行った場合は、当該中止命令に係る総括報告書の写し及び中止命令書の写しを主管課長に送付し、当該主管課長は、これらの書類を簿冊に編綴して保管するものとする。

以下様式省略